

自立支援医療（精神通院）受給者証の再認定申請と同時に 医療機関の変更及び記載事項の変更をされる方へ

自立支援医療（精神通院）受給者証の再認定申請と同時に、医療機関の変更又は記載事項（氏名、住所、保護者及び保険者）の変更を希望される方は、平成30年10月1日から、次のとおり、取扱いが変わりますので、ご注意をお願いします。

1 再認定申請の際の氏名や住所の変更届の提出の徹底について

（変更前） 再認定申請の前に、氏名や住所の変更がなされていても、再認定申請の際に、必ずしも記載事項の変更届の提出を徹底していませんでした。

（変更後） 再認定申請の前に、氏名や住所の変更がなされている場合は、再認定申請書とともに、必ず市町村に変更届を提出していただきます。

2 再認定申請の際の医療機関の単純変更（A医療機関からB医療機関への変更）申請書の提出の徹底について

（変更前） 再認定申請の前に、医療機関の単純変更をされた場合でも、再認定申請の際に、その変更申請の提出を徹底していませんでした。

（変更後） 再認定申請の前に、医療機関の単純変更がなされている場合は、再認定申請書とともに、必ず市町村に医療機関の単純変更申請書を提出していただきます。